氏

名

第五十五号の五様式	
(附則第二条の四関係	

令和	年	月	日殿		整理番号			
	1		PSX		フリガナ			
住 所					氏 名			
					個人番号			
電話番号					生年月日	明・大・昭 平・令		
				番号(行政手約個人番号をいう		定の個人を識別する してください。	るための番	号の利用等
「特例控例	余対象寄附 系る申告の	金」とい  特例(じ	vう。) に 人下「申告	こついて、同法	附則第7条	に規定する特例控 第1項(第8項)の 用を受けようとす	の規定によ	る寄附金税
(注1)				があった場合 してください。		対象年の翌年の1月	引10日までは	こ、申告特
<b>診</b> く	一号のいず 当する場 なります	れかに該 合にあっ 。その場	当する場では、同合に寄附	合には、申告 号に係るもの 金税額控除の	特例対象年に に限る。)に 適用を受ける	地方税法附則第7 に支出した全ての名 こついて申告の特例 5ためには、当該名 R税の申告書を提り	所金(同り 可の適用は 所分の 所金税額	項第4号に 受けられな 空除に関す
1. 当员	用体に対	する寄	附に関	する事項				
		寄附年月		7 0 1 7		寄附金額	質	
4	5和	年	月					円
2. 申告	この性切	の海田	17 則十	フェナデ				
び②に	の特例の該当する	適用を受場合、それ	けるため れぞれ下	の申請は、①』 の欄の□にチ:	ェックをして	する場合のみする ください。 列対象寄附者であっ	22	きます。①及
び②に ① 地力	の特例の意 該当する	適用を受 場合、そ 場合、そ	けるため れぞれ下 51項(第	の申請は、① <i>別</i> の欄の□にチョ 第8項)に規定	ェックをして	ください。 	ప	
び②に ① 地力 (注)	の特例のう該当するものでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	適用を受場合、その 場合、その 関第7条第 附則第7 れる者を	けるため れぞれ下 第1項(第 条第1項 、 条第1項 いいます。	の申請は、① <i>別</i> の欄の□にチ:   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	ェックをして する申告特(	ください。	る は、(1)及び(2	2)に該当す
び②に ① 地力 (注) る (1) 申 る	の特例の記 該当する。 万税法附則 地方税法 地方税込 特別を提出 おも者	適用を受場合、そう 別第7条第 附別第7 料の者を 対象寄附系 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を	けるためれぞれ下 第1項 (第 条 第 1 項 ・	の申請は、①2 の欄の□にチョ (第8項) に規定 (第8項) に規定 (第8項) に規 る年の年分の所 又は同法第1213	ェックをして する申告特 記定する申告 得税について 条 (第 1 項た)	ください。 例対象寄附者であ 特例対象寄附者とに 所得税法第120条第 だし書を除く。)の	る は、(1)及び(2 1 項の規定 規定の適用	□ 2)に該当す による を受け
び②に ① 地ブ (注) る (1) 申 る (2) に 形	の特例の言該当する。 一方税法附則 地方見控告者 特告者 特別では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	適用を受そう	けるため下 第1項(第1年) 第1年 第1年 第1年 第1年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	の申請は、①2 の欄の□にチョ (第8項) に規定 (第8項) に規定 (第8項) に規 る年の年分の所 又は同法第1213 る年の翌年の4 附金税額控除の	ェックをして する申告特件 記定する申告等 得税について 条(第1項た) 力1日の属す	ください。 例対象寄附者であ 特例対象寄附者とに 所得税法第120条第	る は、(1)及び(1 1 項の規定: 規定の適用: 民税・道府県 対民税・道府県	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
び②に ① 地ブ (注) る (1) 申 る (2) に 形 要	の特例の記述を が対した。 ががした。 がした。 がした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががし。 ががし。 ががし。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 ががした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。 がした。	適用を受え、	けるため下 (第 項 の 項 の で で で で で で で で で で で で で で で で	の申請は、①2 の欄の□にチョ (第8項) に規定 (第8項) に規定 (第8項) に規 る年の年分の所 又は同法第121 る年の報控除の の提出がされた	ェックをして する申告特 是定する申告 (第1項た) (第1日の属する 性際をとみなさ	ください。  列対象寄附者であ  特例対象寄附者とに  所得税法第120条第  だし書を除く。)の  る年度分の市町村目  目的以外に、市町村	る は、(1)及び(1 1 項の規定: 規定の適用: 民税・道府県 対民税・道府県	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
び②に ① 地ブ (注) る (1) 申る (2) に移 ② 地ブ (注) 特	の特別の言う 一	適場	けるため下 (第 1 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 可 (	の申請は、①2 の欄の□にチョ (第8項) に規定 (第8項) に規定 (第8項) に規 る年の年第1213 る年の報控除のの提出がされた (第9項) に規定 (第9項) に規定	エックをして する申告特 記定する申告等 程定する申告等 (第1日で (第1日を受みなさまするとのです。 する要件には でである。 ででは、 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 では、 でいて、 で	ください。  列対象寄附者であ  特例対象寄附者と応  所得税法第120条第 だし書を除く。)の  る年度分の市町村目  目的以外に、市町村  れる確定申告書の表	る は、(1)及び(1 1 項の規定 規定の適用 民税・税・含む。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
び②に ① 地ブ (注) る (1) 申る (2) に移 ② 地ブ (注) 特	の特別の言う 一	適場	けるため下 (第 1 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 可 (	の申請は、①2 の欄の□にチョ (第8項) に規定 (第8項) に規定 (第8項) に規 る年の年第1213 る年の報控除のの提出がされた (第9項) に規定 (第9項) に規定	エックをして する 申告特 記定する 申告符 (第1日を受ける) では、1日を受みなさ する では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ では、1日を必みなさ には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日を必める には、1日をのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	ください。  列対象寄附者であ  特例対象寄附者とに  所得税法第120条第  だし書を除く。)の  る年度分の市町村時  自的以外に、市町村 にある確定申告書の影  該当する者である  こ該当する者とは、 の	る は、(1)及び(1 1 項の規定 規定の適用 民税・税・含む。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
び②に ① 地ブ (注) る (1) 申る (2) に が ② 地ブ (注) 特	の特別の言う 一	適場 開	けるため下 (第 1 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 項 ( ) 可 (	の申請は、①?の欄の口に見の欄の口に見の欄の口に見に見して見います。 に見に は (第8項)に 見を (第8項)に 現 (第9項)に 見がられた で (第9項)に 見がられた で (第9項)に 見がられた で (第9項)に 見がらない で ( 長税 )	エックをして する 中告 中	ください。  列対象寄附者であ  特例対象寄附者とに  所得税法第120条第  だし書を除く。)の  る年度分の市町村時  自的以外に、市町村 にある確定申告書の影  該当する者である  こ該当する者とは、 の	る は、(1)及び(2 1 項の規定 規定の道所 成民税・ 発民税を含む。 こ申請行 でいいます。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

受付団体名

殿

市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書 令和 年寄附分 道府県民税 29 ⊟ 整理番号 新郷村長 シンゴウ イチロウ  $(\mathbf{2})$ 新郷 東京都〇〇区〇〇 氏 名 住 所 00-00-00 個人番号 56789012 234 <u>3</u>03-0000-0<u>000</u> 生年月日 電話番号 **30** 7 29 「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。 あなたが支出した地方税法第37条の2 (第314条の7) 第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以下 「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税 額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必 要な事項を記載してください。 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特 例申請事項変更届出書を提出してください。 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項) (注2) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に 該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関す る事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。 1. 当団体に対する寄附に関する事項 寄附年月日 寄附金額 **(7**) 令和 年 **5**月 **1** = 100,000 2. 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。 V ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である (8)地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当す ると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による 中告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受け る者 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税 について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民 税の中告書の提出(当該中告書の提出がされたものとみなされる確定中告書の提出を含む。)を (9)地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である 地方税法附則第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告 特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県 の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 (切り取らないでください。) 市町村民税 令和 年寄附分 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書 道府県民税 受付日付印 往 所 殿 II 名 受付団体名

1. 提出日(記入した日)・ふるさと納税をした (寄付した)自治体の首長(村長、町長など)を 記載します。

第

五十

五

号

0

五

様

式

附則

第

条

0

儿

関

係

2.住民税納付先である 住民用のある住所を記 載します。

3.日中連絡のつく番号を記載します。

4.氏名・フリガナ を記載します。

5.マイナンバー を記載します。

6.生年月日を記載します。

7.寄付をした日付。 入金日または決済 完了日となります。

8.確定申告をしない ことの確認に チェックを付けます。

9.寄付者が 5 自治体 以内である確認に チェックを付けます。

※本人確認書類として、「マイナンバーカードの表面(顔写真)と裏面(マイナンバー)の写し」 または、「マイナンバー通知カードと運転免許証の写し」を提出してください。